

●香川県告示第90号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の所有者が家畜について検査を受けることを次のとおり命ずる。

令和2年3月27日

香川県知事 浜田惠造

1 実施の目的

令和2年香川県告示第83号から第89号までに掲げる疾病以外の監視伝染病の発生予防及び発生予察のため

2 実施する区域

香川県全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

知事が検査を必要と認める家畜

4 実施の期日

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

5 検査の方法

通常行う方法による検査